

件 名	市長からの意見聴取（市長等の給与の特例に関する条例）について
提 案 理 由	<p>市長等の給与の特例に関する条例について、令和5年第3回市議会臨時会に上程するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。</p> <p>本件については、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年6月14日、教育長において臨時に代理したので報告するもの。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 制定の趣旨及び内容</p> <p>教育長の給与月額及び期末手当の額について、条例施行の日から現市長の任期満了日までの間、100分の7に相当する額を減額する特例措置を講ずることとし、本条例を定めるものであること。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行するものであること。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により異議がないものとして回答済である。）</p>

市長からの意見聴取（市長等の給与の特例に関する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとする事について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年6月14日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年7月14日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

市長等の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 令和5年6月9日現在において市長の職にあった者（以下「市長」という。）に対する同日を含む任期に係る期間（この条例の施行の日以後の期間に限る。以下「特例期間」という。）における給料月額、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「条例」という。）別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日（条例第34条の3に規定する基準日をいう。以下同じ。）に係る市長の期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の30に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(副市長の給与の特例)

第2条 副市長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る副市長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の給与の特例)

第3条 教育長の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る教育長の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からその100分の7に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第4条 常勤の監査委員の給料月額は、特例期間において、条例別表第8の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、同表に規定する額とする。

2 特例期間における基準日に係る常勤の監査委員の期末手当の額は、条例第34条の3の規定にかかわらず、当該基準日に係る同条の規定により算出した期末手当の額からそ

の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

（上下水道事業管理者の給料の特例）

第5条 上下水道事業管理者の給料月額、特例期間において、条例第34条の4の規定にかかわらず、同条の市長が定める額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、条例第34条の5の規定により市長が定める手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、条例第34条の4の市長が定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市長等の給与の特例に関する条例の廃止）

2 市長等の給与の特例に関する条例（令和元年条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧条例第1条第1項に規定する特例期間における基準日に係る期末手当については、同条から旧条例第4条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(説明資料)

市長等の給与の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与並びに上下水道事業管理者の給料について、令和5年6月9日現在において市長の職にあった者に対するこの条例の施行の日以後の任期中の期間において、次のとおり特例措置を講ずることとし、本条例を制定するものであること。

(1) 次に掲げる者の給料月額及び期末手当の額について、それぞれに定める割合に相当する額を減額するもの

ア 市長 100分の30

イ 副市長 100分の15

ウ 教育長 100分の7

エ 常勤の監査委員 100分の5

(2) 上下水道事業管理者の給料月額について、100分の5に相当する額を減額するもの

(3) 市長等の給与の特例に関する条例（令和元年条例第27号）を廃止するもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。